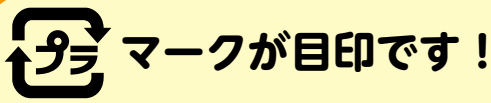


容器包装(プラスチック製)




※燃やせるごみで出さないでください。

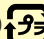
無料

《集積所への出し方》

透明か半透明の袋に入れて出してください。

- プラスチック製でメーカーや販売店が商品を入れていた容器や、包んでいた包装のことで。
- の表示マークがついているものは容器包装(プラスチック製)です。マークのないものは、それぞれの材質によって分別してください。

容器包装(プラスチック製)の出し方

① マークがあるか確認してください。

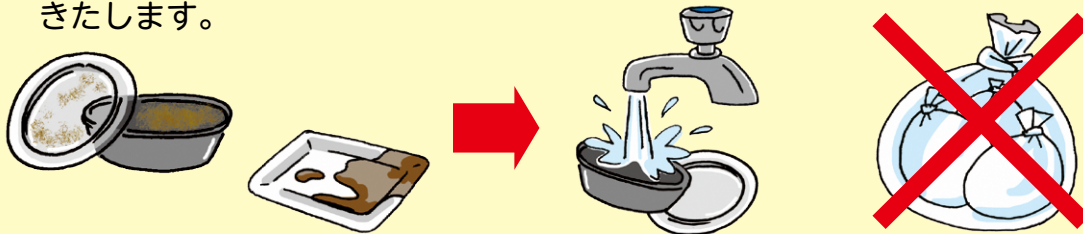
② 必ず中身を使い切り、汚れを取り除いてください。

容器包装に食べ物のカスや調味料などが付着していると、その後のリサイクルに支障をきたしますので、軽く水ですすぐか、ふき取るなどしてきれいにして出してください。

③ 直接袋に入れてなるべく圧縮して出してください。

リサイクルをやすくするためにも、袋の中に複数の袋を入れるなどビニール袋を二重に使用しないようにしてください。

★手作業で異物の選別・除去作業をしています。袋を二重にすると作業に大きな支障をきたします。

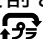
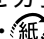


ワンポイント

- ・納豆やぎょうざのたれの袋など、小さくて洗うことが困難なものは、衛生上の観点から「燃やせるごみ」に出してください。
- ・食品トレーに被せてあるラップやフィルムはシールがついたままで構いません。汚れを落として出してください。
- ・プラスチック製のおもちゃやバケツなどプラスチックでできている製品自体は「燃やせるごみ」になります(P5、P10参照)。



なぜ容器包装は分別収集が必要なの？

容器包装(プラスチック製・紙製)の分別収集は、「容器包装リサイクル法」に基づいて行っています。この法律では、①消費者〈分別排出する〉、②市町村〈分別収集する〉、③メーカーや販売店などの事業者〈費用を負担しリサイクルする〉の三者が役割を分担し、廃棄物の削減に取り組むことが定められています。そのため、・マークのあるプラスチック製品、紙製品は他の物と分別して収集する必要があります。引き続き、分別にご協力をお願いします。

